

III 計画の推進体制

大阪府建築行政マネジメント推進協議会において、大阪府建築行政マネジメント計画を策定する。

特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関及び建築士団体等は、それぞれが本計画の施策の具体化に向けて主体的に取り組むとともに、大阪府内建築行政連絡協議会²⁾（以下、「大連協」とする。）等を活用し、相互に連携しながら計画を遂行する。また、警察や消防等関係団体は、これらの取組みに協力する。

本協議会において、本計画の進捗や成果を把握するため、各取組主体が行う取組み等について調査・分析・評価を行い、現場の取組みにフィードバックさせることとする。

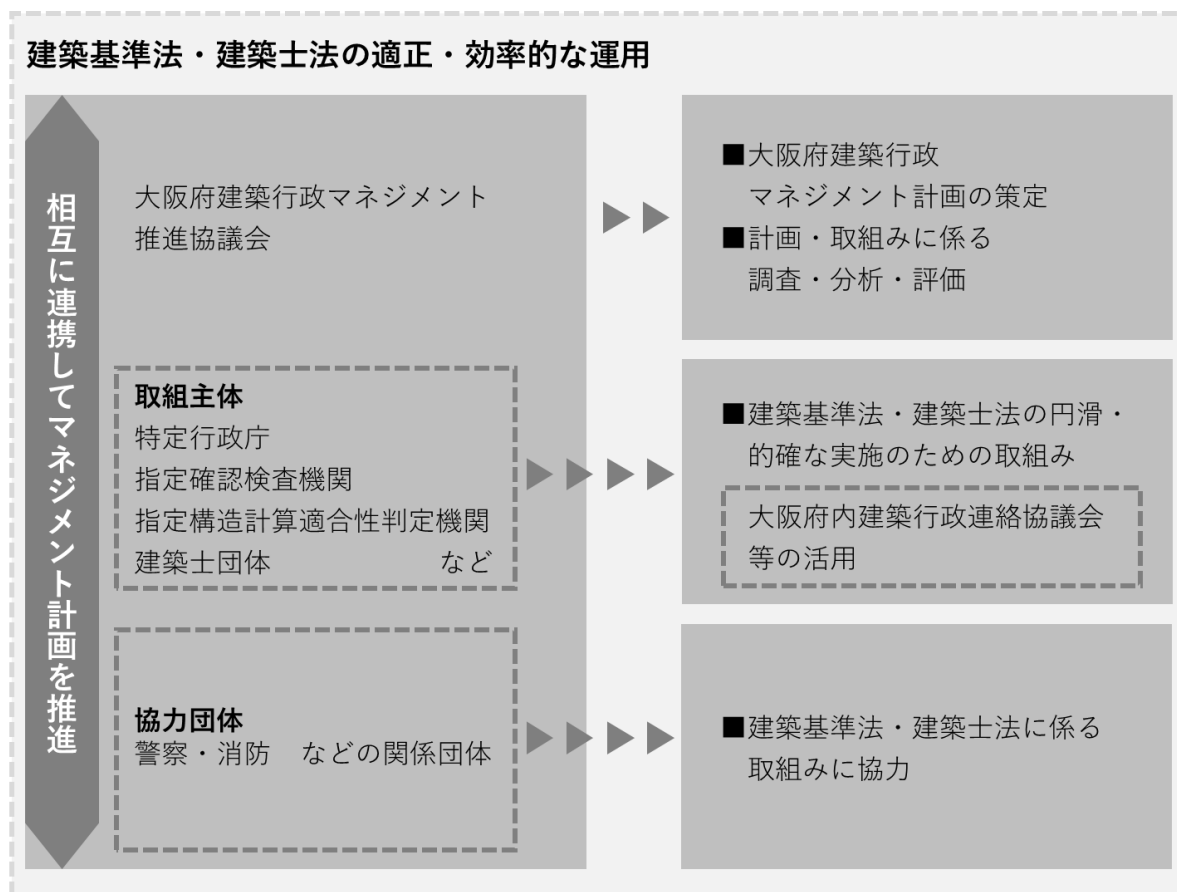


図 1：建築基準法・建築士法の適正・効率的な運用